川邊委員會ハ各方面ノ協議アリト雖モ營業者ノ依頼ニ依リ工
場ヲ休止セサルノ旨主ガ努メテアル
ト協調シ之ヲ左記ノ條件ニテ協定シ右時間無キヲ期セラレ
○尚上述條項ノ内外蓄音器株式會社労働爭議共
同闘爭委員會ノ決定ニ委シ同社宮前支店ノ廣報的指示
尚之ノ聖會ノ中ニ労働組合同盟非ニ労働組合ヲ動労
ノ偏ノ酒井委員ハ之ヲ承認セシ
「要ハ評議會ハ極左分子ノ潜伏セル團體ナリ排斥シ無産階級
ノ為メ極力内外蓄音器會社爭議ノ指揮ニ應援シ
多ク貴ハ労働組合ト評議會ト提携シ共同闘爭ヲ委員會
ノ決定ニ待ツベシ」
ト申込ミタルモ酒井委員ハ
「未ダ以テ面目ヲ合セ難シ之ノ問題ハ之ヲ撤回シ

従來ノ經緯ニ鑑ミ總同盟會ハ此ノ問題ニ付テ更ニ右ナリ
以テ同會ニ提案セシ之ノ何等ノ回答ヲ與ヘザルコトトセリ
ト「決議」シ之ヲ打切ルコトナリ

記

一、工場ハ決シテ休業ナサザル此ノ職工運動ノ指令ヲ發スベシ
二、近ク中更ニ會社側ノ内容ヲ調査スルコト
三、ラジオヲ以テ内外蓄音器會社ノ爭議事件ニ付テ之ヲ報告シ
鐵道ノ警戒ヲ内外ニ致シ之ヲ應援スル事ニ依ルモノトス
四、目下労資紛爭中ノ内外蓄音器會社爭議ヲ應
援スル為メ勞働組合同盟ト共同闘爭委員會
ノ確認スルコト

以上

財團法人協調會